

平成 18 年度 第 2 回焼津市行政改革懇話会議事録

- 開催日時** 平成 18 年 10 月 11 日（水）14：00～16：00
- 会場** 焼津市役所議会庁舎 3 階 308 会議室
- 出席者**
- ・委員 10 名（後藤俊夫会長、志水和子副会長、大石人士委員、大石有紀委員、岡村功代委員、杉井裕郎委員、田崎裕美委員、谷澤清委員、林紘一朗委員、森英郎委員）
 - ・事務局 4 名（山田企画財政部長・岩谷行政改革推進室長・小長谷行政改革推進担当主幹、池谷主査）
 - ・傍聴者 1 名

議事

- （ 1 ） 公・民の役割分担の明確化について
- （ 2 ） N P O やボランティア団体の育成と連携について
- （ 3 ） 補助金等の整理合理化について
- （ 4 ） 次回懇話会の開催日程について

< 山田企画財政部長 >

本日は、お忙しい中ご出席を頂き、誠にありがとうございます。

いよいよ本日より、議題と致しまして、焼津市の行財政改革推進プランの中の共働体制の構築について議論を頂くわけではありますが、市としましても行革の一つとして取り組むものの中で、なかなか具体的には言い表せない難しいものであるというのが実感です。したがって、事務局と致しましても、委員の皆様の議論を参考にしつつ調査・研究していかねばと考えております。また、補助金の見直しにつきましては、全庁的に取り組んでいます行政評価システムの事務事業評価表を基に、分科会の皆様からの助言を頂きたいと思っております。117 件もの市単独補助事業についてお願いすることとなり誠に恐縮でございますが、よろしくお願いを致します。以上簡単でございますが、会議の開催にあたりまして、市からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議事（ 1 ） 公・民の役割分担の明確化について

< 岩谷行政改革推進室長 >

現在、市民ニーズの多様化などによって、行政サービスの範囲が拡大しており、さらに国や県からの権限や業務の移譲が進められています。こうした中で、行政サービスの提供は、行政だけでなく、民間・N P O ・住民が分業して行っていくことが必要

であるため、行政が直接行うべき事業についての基準を明確化していく必要があります。住民や民間企業が行うことが困難であり、市で行うことが効果的な事業がどのようなものか、つまり、行政と私の役割分担を自助、互助、協働、公助の領域に分けた、資料1についてのご意見をいただきたいと思います。

<後藤俊夫会長>

抽象的で分かりにくい議論になると思いますが、資料1に基づきますと、従来は行政の役割が非常に多かったのに対して、だんだん私の分野、あるいは協働というものに変わることができないのかという流れなのだろうと思います。このような中で、今回のテーマをどのように考えるか、先ほどのお話からすれば、どうしても行政が行うべき事業は、どういう基準なのかということの事例を考えながら、ご発言いただければと思います。

では、私の方から最初に質問いたします。上下水道は、公助の領域で「民間市場が供給できない公益的なサービスで、公平性、公正性、中立性を強く必要とするもの」に分類されていましたが、施設は行政が造り、運営を民間に委ねているということをよく耳にします。そのあたりについては、どのように考えておりますか？

<岩谷行政改革推進室長>

電話やガス事業等、民間にて行われているものもあり、国鉄の民営化などが進められてきましたが、現時点では市町村が運営しているということで、例として挙げさせていただきました。

<後藤俊夫会長>

皆さんのお手元にあります「焼津市公の施設における指定管理者制度導入方針」の2ページの「業務委託等を活用していく施設」に下水道・水道施設が入っていますが、これは大きくみると「協働の領域」ということになるのでしょうか？

<岩谷行政改革推進室長>

今までは公の施設を、契約という形で業務を委託してきたわけですが、指定管理者制度は、議会の議決をもって指定することにより業者との協定を結び、権限を与えて管理していただくことです。そうした中で、この下水道・水道については、管理代行委託ということになり、一括してお願いすることになります。ただ、問題点として、下水道の処理した後の放流水の水質チェック機能が働くかということ、水道施設についても研究中ではありますが、指定管理者制度そのものは「協働」ということではないと考えております。逆に、コミュニティ防災センターや公民館の運営をお任せすることは、「協働」により運営されることが可能であると思います。

<後藤俊夫会長>

「協働」というものが抽象的でわからなかったものですから、具体的にどういう例があるのか、やるかやらないかは別にして、可能性があるものとしてどのようなものがあるのかという例を挙げてもらうために、この資料を用意していただきました。この中にあることについての議論でもよろしいし、あるいは、それを横に置いて、例えば、こういうことはどうなんだということでも結構です。

< 森英郎委員 >

「民間市場が供給できない公益的なサービス」ということで、上下水道の話が出ましたが、消防業務については、どのように考えているのかという問題と、一般市民へいろいろお任せしていくことが、市役所の中では考えられているということでしょうが、そういう思想をどのように植えつけていくかという活動を、どのように考えているのか、また、70箇所くらいの公園に指定管理者制度を導入したと思いますが、清掃作業については依然として地元が行っていることに関して、将来的にどのようなようになるのかを聞かせていただきたい。

< 杉井裕郎委員 >

焼津市は、約400億円の借金があるということですが、どのくらいの年月で返済する予定ですか？また、指定管理者制度を導入した場合、本来ならいくらかかるものをいくらか節約できて、それがどのくらい借入金の返済に廻せるのかなどの、具体的な返済計画や数字などが欲しいと思います。それと、平成17年度のバランスシートの話になりますが、3月決算の民間企業であれば、6月に株主総会を開いて公表しておりますが、市は10月になっても公表できないのは、あまりにも遅すぎるのではないかと思います。

< 岡村功代委員 >

今回、初めて指定管理者制度の導入方針を見させていただきました。時代の流れで、指定管理者制度はいろいろな施設に導入され、NPOがやっているところもあります。しかし、市民の方々の多くは、NPOという言葉にまだまだ慣れてはおりません。焼津市は、市民社会や市民団体が成熟していないので、全て行政にお任せで、様々な問題解決に自分達も主体者として関わろうとする意識を持とうとしていないと感じます。多くの市民がそうだと思います。皆さんにも一緒になって考えていただきたいと思います。

< 谷澤清委員 >

資料1の「行政と住民の役割分担」の中の「行政の役割の範囲」、「私の役割の範囲」の備考欄の説明がありましたが、その文言は全て抽象的で、果たしてどれだけの市民がこれを読んで理解できるのかと思います。室長さんの説明の中で、「公助の領域」で「公益性が高く利用者を制限しない施設等の整備」の例として道路・河川の整備と

説明していただきましたが、そう言っていただければすぐに解ります。このあたりを資料を工夫して出していただければよろしいかと思えます。ですから、備考欄の文の後に「(道路・河川の整備)」などと例を入れていただくように工夫をして資料を作成していただければありがたいと思えます。それから、「行政と住民の役割分担」であるのに、なぜ「私」という言葉が出てきたのかという説明をしていただきたいと思います。また、指定管理者制度の導入方針にある公の施設を、皆様ご存知ということで議論をしておりますが、果たしてどのくらいの市民の方々が公の施設の実態を把握しているのかどうかという資料がほしいなということと、指定管理者制度の委託先を記入することによって、「協働」というものの価値がこの紙面を借りて作れるのではないかと思えます。もう1つ、2ページ目の「導入しない施設」とありますが、それを「導入に適さない施設」とか表現を工夫した方がよろしいのではないかと思えます。

<後藤俊夫会長>

それでは、まとめてお答えをお願いします。

<山田企画財政部長>

私の方から借入金等のことについて、お話をしたいと思えます。借金そのものが悪いと言う認識は我々は持っておりません。ただ、借金の考え方が、今の人だけが利用するだけでなく、将来の人も利用するものですから、その方々にもご負担いただくという考え方もご理解いただきたいと思います。借入れをすると必ず返済しなければならぬので、市の方針として総合計画という指針をまず議会で理念等を議決していただいて、5カ年の基本計画を作ったうえで、3カ年の実施計画を作り、その中でローリングした後に公表をしております。借入金については、優先して返済しなければいけないので、それが多ければ投資的な経費である公園・道路などの工事に廻すお金がなくなっていくということになりますので、借金が多いということは好ましくなく、適正な規模があるということで、実質公債比率という一つのラインを国が示すことにより、それ以上にならないように適正計画を立てていくということになっております。普通3年据え置きで20年くらいで返済しております。それから、バランスシートの公表が非常に遅いのではないかとご指摘ですが、決算は民間と違いました、5月末日までの出納閉鎖期間を経て、9月議会で議会の承認があって、初めて決算が公にできるわけでありますので、その点のご理解をお願いしたいと思います。

<岩谷行政改革推進室長>

消防業務につきましては、市民に対して強制的な効力がありますので、指定管理者制度を導入することは考えられないと思えます。指定管理者制度を市民にどのようにして協力していってもらおうのかということについては、この導入方針はホームページで公開しており、この方針でやっていきたいということで年次計画を立ててしております。こういう場で議論していただき、理解していただくことも一つあるのと、事

務事業評価を現在、職員に作成してもらっており、公表する予定でありますので、それが出来れば、今以上に公の施設の持つ目的が市民の方々に解っていただけるようになると思います。毎年、情報公開を行って、どれが指定管理者になり、いくらかの収益が上がったかということと、施設のもっている質を高め、効率を良くしてコストを下げるということで導入されたので、情報公開をすることで議論していただき、市民の理解を求めていきたいと思えます。具体的な例である公園ですが、一括して指定管理者制度を導入するという方針を焼津市としては取りました。ただ、今、進めている新しい公園については、市民参画で設計段階からワークショップを開いて、いろいろな意見を聞いております。街区公園について、参画してやっていただくことによって、自分達の公園だという意識を持っていただいて、その延長上に管理もしていただくことが「協働」に繋がるのではないかと思います。具体的なことで何かご提案があれば、言っていただいて、よりよい管理の仕方にしていくことが望ましいと思えます。それから、市民社会の話が出ましたが、市民社会が成熟していけば、ごみのポイ捨てなどがなくなり、公園や道路がいつもきれいになっていると思えます。そういった基本的なことが「協働」の一番のもとであるのではないかと考えます。資料の作成については、例示を抜かさしていただいておりますが、それは、はっきりしない部分があり、逆に例示を入れてしまうと本当にそうなのかということがあり、担当課と話をしていく中で、「協働」のところこそ、はっきり記述するのはどうかという意見もあり、例示を抜いております。それから、公と私と分けたというお話ですが、今までの行政は、公・私二元論だったのですが、現在は公・共・私三元論ということに世の中が変わってきているということで、公と私に分けて使わせていただきました。あと、学校関係が「導入しない施設」ということになっておりますが、公表してしまっているため修正しづらいところがあります。「個別の法律により管理主体が限定されている施設」、学校や道路・川については、指定管理者の導入は出来ません。それ以外の「業務委託等を活用していく施設」、「導入する効果が認められない施設」、「用途廃止する施設」については、研究段階であります。いずれにしても、指定管理者につきましても、安いということは当然考えますが、質を上げることを考えて、その中でコストを下げるということになりますので、総合的な評価で決めるので全体的にいくらかコストが下がるのかということの計画はありません。

<後藤俊夫会長>

この議題(1)の公・民の役割分担の明確化については、今日、結論を出すのではなくて、継続して議論していくわけですね。その辺の日程はどうなりますか？

<岩谷行政改革推進室長>

役割分担につきましても、行政評価をやっていく中で、公共の関与の必要性があるかどうかという観点から、職員が一つ一つの事務事業について自己評価していくのに使わせていただきたいと思いますので、18年度中には、お願いしたいです。

<後藤俊夫会長>

それでは、もう1回ぐらいは議論の時間がありそうですね。今日、結論ではないのですが、今、言っておきたいということがあればどうぞ。

<森英郎委員>

ホームページ等で公開しているということですが、それを見ることができる人は意外に少ないと思います。行政側から「知ってください。」「解ってください。」「協力してください。」との働きかけが弱いように感じます。

<杉井裕郎委員>

借入金が悪いということではなく、その返済をある程度意識してもらいたいと思います。全体の資金繰りをしっかりとやっていただきたいと思います。あと、もう少し、財政の厳しさを訴える努力が大切だと思います。説明して、納得して、協力してもらうことも必要に感じます。それから、先ほどの決算の公表がなぜ遅くなるかということについては解りました。

<岡村功代委員>

指定管理者を導入したところの導入先を知りたいということと、シーガルドームは導入出来て、市民体育館はそれが出来ないところの矛盾点と、文化会館はハードの部分だけでしょうか？

<林紘一朗委員>

私も借入金については、夕張市の例もありますので心配をしております。将来の人達にも相応の負担をとというふうに謳っておりますが、合併でもしない限り、順調に人口が増えていくということは考えられないということであれば、はっきりと財政運営の返済は、こうしてやるんだということで、足りないものは辛抱しようよということなど、皆さんに気が付いてもらえるようなことをやっていただきたいと思います。あと、「行政と住民の役割分担のための指針(案)」のことですが、1ページ目の真ん中ぐらいの「細かく対応することは実質的に」とありますが、「現実的に」とした方が、より解りやすいのではないかと思います。それから、3ページ目の表で、「協働の領域」に「啓発、啓蒙」という言葉がありますが、公がやらない部分であるので、「啓蒙」という言葉は削除した方がよろしいのではないかと思います。

<後藤俊夫会長>

時間が迫っておりますので、今に対するお答えもあるかと思いますが、今日は、これまでとしたいと思います。今回の懇話会は、「行財政改革」でなければならないわけです。先ほどからの財政に関するご発言はそれを反映したものであると思います。

今日、お話を伺い答弁もいただいたのですが、一言で言うと民間との温度差を非常に感じます。今の時代の中で焼津市が置かれている立場を考えて、あるいは、5年、10年先を見据えて、どうすべきなのかという筋が通ったものが見えるようにして、「協働」というものを議論することが非常に重要ではないかと思います。まだまだ、ご発言されたい方もいらっしゃると思いますが、これについては、今ようやく解った部分もあるでしょうし、もう一度読み直していただいて、事務局にご意見を出していただいた方がよろしいのではないかと思います。それを踏まえて次回に議論させていただきたいと思います。

議事(2) NPOやボランティア団体の育成と連携について

<岩谷行政改革推進室長>

財政状況が厳しく、新たな公共の創設が求められる中、市民との共働による行政運営を検討する必要があり、市民と行政の一体化を図り、税収や交付税が減少しても行政サービスをさらに向上させ、少子高齢化社会に十分対応することの出来る自治体を構築するため、市民が行政運営に参画することにより、活力と魅力に満ちたまちづくりの推進を目指すというものでございます。市民との共働による行政運営の検討について議論していただくにあたり、資料2にあるとおり、最初に市民、NPO、ボランティア団体、共働等の内容について《定義》としてまとめたものと、《市民との共働による行政運営を検討する》にあたり、今後、具体的な共働の実施可能事務や実施方法についてのご意見をいただきたいと思ひます。

<後藤俊夫会長>

これも先ほどと同じように、どのように進めて行ったらよろしいかということが基本だと思います。そのあたりからのご発言をお願いします。

<林紘一朗委員>

NPOは、法人登記までの過程が大変であると思ひますので、出来れば設立の時点から公の部分が一緒になって、賛助会員でもいいので継続してやっていただく、あるいは、行政の方から仕事を少しでももらえるというような形でないと、なかなか事業団体ということでやっていくのは難しいのではないかと思ひます。そして、その辺が、NPOが設立しにくい要因になっていると思ひます。

<岡村功代委員>

書類の方は、難しくないと思ひますが、設立まで行く意識がないということを考えてみますと、自治会組織が強固であるということを感じており、それがNPO、市民団体が育ちにくいのではないかと思ひます。もう一つは、行政の縄張り、縦割り意識

が強いため「協働」というものが出来ないのではないかと思います。法人としている・していないにかかわらず、動いている団体もあることを認識して欲しいと思います。

< 田崎裕美委員 >

活動紹介を交えてお話させていただきたいと思います。所属している機関が焼津商工会議所ということで、県の「協働」ガイドブックの中にもまちの活性化等の問題に関して、商工会議所と民間企業と行政が協力して様々な活動をさせていただいております。その中でも、今年は女性会がロードマップ「うえるねす焼津」を5万部発行しNHK県内ニュースでも取り上げていただきました。さらに、組織として立ち上がったのが、「焼津まちの駅」という活動です。パンフレットも発行されており、市民が憩える場所、観光客として来られた方が、そこで憩いと共に市の独自の文化を知っていただくことを目的としております。市の商工観光課の方々も参加してくださり、行政と密に組んだ連携の中で、一つ一つ形にはなっております。まだ全国の「まちの駅」の組織には入っていないのですが、これは資金がないということと、公共施設や民間の店舗など様々なものが「まちの駅」として機能するかどうかを今年は検証しているからだそうです。この活動を支えていくのも市民の方々との連携だと思います。焼津では、いろいろな市民団体が各々の問題意識から様々な活動を立ち上げていますが、今一つ広報活動として市民に広まっていませんし、お互い同じような活動をしている、やっていると意外と解らないということを感じる機会が多いと思います。そこで、最後をお願いなのですが、県の「協働」ガイドブックでは事例が多く取り上げられており解りやすいと思いますので焼津市に関しましても市民参加型の団体のガイドブックがあったら一般市民の方にもご理解いただき、参加いただけるのではないかと思います。

< 大石有紀委員 >

皆さんがいろいろな職業を持ち、いろいろな生活の形態を持っているということを考えると、一般的な考え方が通用しないような社会になっているのだなあとと思います。半ば強制的に行事に参加を要請することはあったにしても、夜間のお仕事をなさっている方とか、商売をなさっている方にとっては、逆にプレッシャーになってしまっている状況があるのではないかと思います。また、暇がある人がボランティアをやればいいんだという意識が今の状態だと思いますが、クラブ活動であるという乗りでいいのではないかと思います。最近、いい傾向だと思うのが、「魚市BASH」等で、若い人が未熟であるにしろ、焼津を盛り上げたいという気持ちを持ち始めている一つだということに見えています。若い人がやっているということが、大事なのではないかと思います。行政の方で工夫したらどうかと思うのが、子どものうちから、やらされているという意識でないもの、つまり、それによって自分が地域の中で認められる充実感とか楽しさを、自然に受け入れられるような教育や投げかけをしていくようになればよろしいと思います。そして、それに対して、任せたら任せっぱなしで行政は、お

金を払うだけという意識をなくされるように、職員全員でムードを作っていければ変わっていくのではないかと思います。

< 森英郎委員 >

指定管理者制度の導入を検討する施設の中に公民館が入っておりますが、現段階では、導入に適さない施設であると思っております。室長の方からのお話では、質は落とさないということでしたので安心しましたが、焼津市の8つの公民館は、地域の特性を活かした活動をしております。そのため、地域の方がNPOのようなものを立ち上げて、その団体が地域の皆さんからも理解を得て、やっていただけるのが望ましいのではないかと思います。

< 大石人士委員 >

県が作成した「協働」のガイドブックの中に、いろいろな事例がありますので、こういうものこそ市の方でいろいろな場面で紹介をしていただくと、具体的にこういう形で活動することも出来るのだなということが広がっていくのかなと思います。その意味で、焼津市版を作成することも大事なかなと思っておりますし、「NPOやボランティア団体の育成と連携」ということで、そうした団体が焼津市にどのくらいあるのか定かではありませんが、やる気のある人が活動できる場をどのように作っておいてあげるかということも、大事だと思います。ここにおられるNPOを立ち上げた方々も、行政から言われてやられた方は、いらっしゃらないのではないかと思います。来年あたりから、各職場で退職される方々が増えてきますので、そういう方々にNPOなどの団体を立ち上げていってもらえばいいかなと思います。そのようなことも含め、こうやるべきだと言う形で決められない方がいいのではないかなと思っております。先ほど言う機会がなかったのですが、「公・民の役割分担の明確化」で、確かに明確化は必要ですが、例えば、幼稚園は焼津市では公がやっていますが、将来的にはどうなるか分からないことなどもありますので、あまりきっちりとした基準で決められないで欲しいということと、課題は、この基準を実際にどのように運用していくかのコメントが必要になるのかな、と思っております。NPO等の育成や連携については、型にはめずに、「その場に集まれば議論が出来る」とか、「そこに集まる人はこういう人達なのだ」というリスト等を作っておくだけでも違うかなと思います。

< 岡村功代委員 >

ウェルシップは、場所が遠いように感じますので、そういう場が近くにあればとは思っています。そして、若い方々が参加できる事業・活動・団体が出来ないかとも思います。それから、今、必要と考えるのは、様々な団体をコーディネートする力です。行政側にもコーディネートという役割をお願いしたいと思っております。

< 後藤俊夫会長 >

NPOやボランティア団体と大学との連携というものは、あるのですか？

< 田崎裕美委員 >

福祉大学ですので、地域交流センターという地域福祉の窓口があります。そこでは、主に福祉団体との連携の中で、地域の福祉的な活動のサポートを行なっております。具体的には、子育て支援事業として、「遊び寺子屋」を年20回、多い時は、夏休み中に週三日くらい開催しております。学生が中心となって遊びを計画し、地域の乳幼児を抱えた保護者の方々や小学生が参加されています。それから、年に1回「わんぱく遊びフェスティバル」を開催し、焼津市子ども会の親子と学生等を含めて800～900名くらいが参加しております。当日は、いくつかの遊びのコースやプログラムを企画し、親子の触れ合いや働いている父親も子育てに関わろうということも目的としております。あとは、いろいろな福祉施設からの要請で、夏・秋祭り、クリスマス、外出等の支援があり、学生が応えられる限り参加させていただいております。補助金事業ということで考えますと、焼津市の補助金による事業はあまりないかと思えます。

< 後藤俊夫会長 >

ここまでで、まとめて市の方からどうですか？

< 岩谷行政改革推進室長 >

静岡福祉大学の関係があったのですが、後援という形で行事を広報紙に載せるなどの協力はさせていただいております。あと、協働オフィスの関係でウエルシップのお話が出たのですが、利用されている方が多くなってきておりまして、平成17年度が延べ3,967人で591回使われております。こういったことを焼津市でもやっているということを、広報紙等に載せてPRしていくことも使命だと思います。公民館のお話ですが、指定管理者制度を導入する方針ということで、実施計画の中で調査・研究して検討して決定するということですので、絶対に導入するということではなくて、あくまでも導入することを前提にやっていくということで、地域のために質を上げるような団体でなければ難しいのではないかと思います。今から、自治会の方からもご意見をいただいきたいとも考えております。官から民へという動きの中で、民間の方が優れているところがありますので、そういった意識を持って、相互に共存しあっていいものにしていければいいと思います。

< 谷澤清委員 >

市の職員が退職する際に、ライフプランなどについての説明会がありますけど、その中に、NPOとはこういうものだ、焼津市にはこれだけの団体があり、皆さんが活躍する場もありますということで、行政で得た知恵をしまっておく手はないと思いますので、彼らを触発してNPO団体を作ってもらって、最終的に法人になり、法人になれば当然委託費ももらえますから、そういう話を一度投げかけたらいかかかと

思います。

<後藤俊夫会長>

資料2に基づき議論してきて、抽象的な言葉であり、なかなかわかりにくかったのですが、ご発言を聞きますと、実際のご苦労であるとか活動であるとかを踏まえた具体的なお話で肉づけが出来たと思います。県の「協働」ガイドブックを読みますと県内各地区の事例が出ているわけですが、これらをみながら焼津市において、今日の二番目の議題であります「NPOやボランティア団体の育成と連携」について、資料2とは違った具体的なものが書けるといいなあと思います。それは、おそらくこの懇話会の提言というものになるのではないかと思います。「協働」と「共働」に向けての受け皿となる団体をどのように育成していくのか、「連携」については具体的にどうして行きたいのかというのを、次回までにいろいろお考えいただくということでお願いします。

議事(3) 補助金等の整理合理化について

<後藤俊夫会長>

それでは次の議事に移ります。補助金に関する分科会の話です。前回4名の方が名乗りを上げていただいたわけですが、本日配布された資料に基づきまして、簡単に説明願います。

<岩谷行政改革推進室長>

焼津市の事務事業評価表による市の単独補助金の件数が117件あります。事務事業評価表をもとにその内容について説明させていただき、平成19年の10月を目途に5回の分科会を開催させていただき、ご意見を聞かせていただきたいと思います。継続・廃止・改善して継続というような3種類くらいの結論で、ご助言いただければと思います。分科会委員の4名で今後のスケジュールと座長等を決めていただければと思います。

<後藤俊夫会長>

補助金は、117件以外もあり得るわけですか？

<岩谷行政改革推進室長>

市単独の補助金は117件です。

<杉井裕郎委員>

市の方で、どのくらいの予算を組んでいるのですか？

< 岩谷行政改革推進室長 >

平成 17 年度で、3 億 1,926 万円になります。

議事 (4) 次回懇話会の開催日程について

< 後藤俊夫会長 >

それでは、座長だけここで決めていただいて、後は一任したいのですが・・・時間がないので後ほど 4 人で決めてください。次回は、来年 1 月 17 日ということによってよろしく願いいたします。以上をもちまして予定された議事が全て終了いたしました。